

第8回（平成18年度）
損保ジャパン記念財団賞
受賞者記念講演録

記念講演

論文部門

『「委託関係」における当事者組織の自律性問題
—組織間関係論に依拠した理論枠組の構築—』

日本女子大学大学院人間社会研究科 村田 文世

著書部門

『被占領期社会福祉分析』

立教大学経済学部教授 菅沼 隆

シンポジウム

「戦後社会福祉基礎構造の桎梏と解放」

コーディネーター：大橋 謙策（日本社会事業大学学長、日本地域福祉学会会長）
パネリスト：菅沼 隆（立教大学教授）
（順不同） 杉村 宏（法政大学大学院教授）
北場 勉（日本社会事業大学教授）

（敬称略）

*日時*平成19年7月28日 午後1時より

*場所*虎ノ門パストラルホテル新館6階会議室「アジュール」

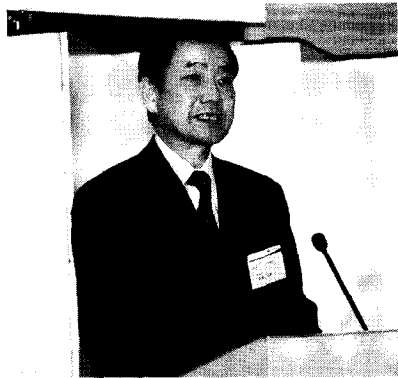
平成19年12月

財団法人 損保ジャパン記念財団

目 次

| | | | | |
|---|--------|----------------|----|----------------|
| 1. 主催者挨拶 | | | | |
| 財団法人損保ジャパン記念財団 | 専務理事 | 高宮 洋一 | …… | 1 |
| 2. 審査報告 | | | | |
| 財団法人損保ジャパン記念財団 | 審査委員長 | 大橋 謙策 | …… | 3 |
| 3. 記念講演録 | | | | |
| 『委託関係』における当事者組織の自律性問題 | | | | |
| —組織間関係論に依拠した理論枠組の構築— | | | | |
| 日本女子大学大学院人間社会研究科 | | 村田 文世 | …… | 7 |
| 『被占領期社会福祉分析』 | | | | |
| 立教大学経済学部教授 | | 菅沼 隆 | …… | 13 |
| 資 料 (受賞者記念講演会資料集) | | | …… | 25 |
| | | | | (肩書きは受賞当時のもの) |
| 4. シンポジウム | | | | |
| 「戦後社会福祉基礎構造の桎梏と解放」 | | | …… | 47 |
| コーディネーター：大橋 謙策氏 (日本社会事業大学学長、日本地域福祉学会会長) | | | | |
| パネリスト：菅沼 隆氏 (立教大学教授) | | | | |
| (順不同) 杉村 宏氏 (法政大学大学院教授) | | | | |
| 北場 勉氏 (日本社会事業大学教授) | | | | |
| 資 料 (受賞者記念シンポジウム資料集) | | | …… | 83 |
| | | | | (肩書きは講演会当時のもの) |
| 5. 第8回損保ジャパン記念財団賞贈呈式資料 | | | | |
| (1) 祝辞 | 厚生労働大臣 | 柳澤 伯夫 | …… | 241 |
| (2) 審査講評 | 審査委員長 | 大橋 謙策 | …… | 243 |
| | | | | (敬称略) |
| 資 料 | …… | 損保ジャパン記念財団賞受賞者 | | |

第8回損保ジャパン記念財団賞贈呈式(平成19年3月29日実施)

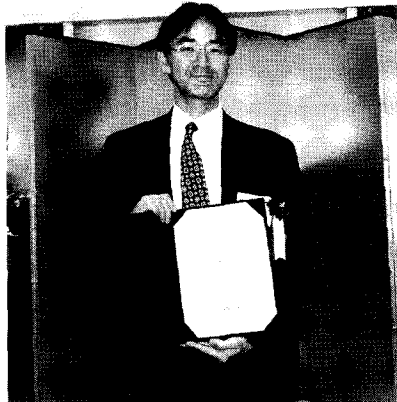


佐藤 正敏理事長



大橋 謙策審査委員長

損保ジャパン記念財団賞



著書部門受賞者 菅沼隆氏



論文部門受賞者 村田文世氏



厚生労働省社会・援護局地域福祉課
課長 藤崎 誠一氏



後列左から 早川審査委員、浅野審査委員、福山審査委員、古川審査委員
前列左から 大橋審査委員長、佐藤理事長、菅沼氏、村田氏、

1. 主催者挨拶

財団法人 損保ジャパン記念財団
専務理事 高宮 洋一

今日はようこそお見えいただきまして、ありがとうございます。ただいま紹介がございました損保ジャパン記念財団の高宮でございます。講演会・シンポジウムの開会に当たりまして、一言、御挨拶をさせていただきます。お暑い中、多くの皆様方に御出席いただきまして、心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日の記念講演会・シンポジウムの開催に当たりましては、先ほど司会者からお話があったのですが、日本社会福祉学会様、東洋大学様に御共催いただきまして、あわせて厚生労働省様、日本地域福祉学会様、社会福祉系学会連合様、日本社会福祉教育学校連盟様等の官公庁、大学、団体の皆様方に御後援をいただいております。また、東洋大学の大学院生の皆さんには、スタッフとしていろいろと御協力いただいております。こうした御支援をいただきました各方面の皆様、この場から厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

我々損保ジャパン記念財団は、昭和52年に厚生大臣の許可を得まして設立されて以来、今年でちょうど30年目を迎えます。皆様の御協力、御支援を得まして、社会福祉分野を中心に着実に財団活動を行ってまいりました。その事業の中でも特に大きな柱と位置づけておりますのが、今回この記念の講演会・シンポジウムを催します損保ジャパン記念財団賞の運営でございます。この賞は、我が国の社会福祉分野のすぐれた学術文献を表彰して、あわせて研究費の助成をさせていただく、そうしたことで人材育成、それから学術的なレベル向上を目的として主催しております。この賞の運営に当たりましては、指定推薦者という方々をお願い申し上げまして、その皆様方から数多くの社会福祉分野の文献を御推薦いただきます。選考に当たりましては、選考委員長の大橋謙策先生を初めといたしまして——今日シンポジウムのコーディネーターをお願いしておりますが——我が国の社会福祉分野を代表されます7名の審査委員の先生方をお願いいたしております。審査委員の先生方には大変な御注力をいただきまして、約5カ月間に及ぶ審査期間がございますけれども、休日であったり、また夜間にわたってまで、非常に熱のこもった審査を展開していただきました。御専門のお立場から非常に幅広く奥深い御議論をしていただいております。数が多い、非常にクオリティーの高い候補文献の中から、最終的に受賞文献を選び出すということがございますけれども、最終の段階では先生方全員で多角的に非常に白熱した、緊迫した議論をいただきまして、大変な御苦勞、御辛勞をいただいております。私も参加させていただいております。大変に感謝を申し上げておるところでございます。

またこの場で審査委員の先生方にも改めて御礼を申し上げたいと思います。

さて、本日、開催いたしましたこの損保ジャパン記念財団賞受賞者記念講演会は、平成11年度の記念財団賞の発足時から8回目ということでございますけれども、特に受賞研究内容の発表の場として、賞とあわせて開催してきておるところでございます。昨年からは受賞講演会にあわせてシンポジウムを併催してきております。昨年、これがまた大変に御好評をいただきまして、その御好評におこたえいたしまして、ことしも引き続き講演会にあわせてシンポジウムを企画させていただきました。最初の講演の部といたしましては、第8回の損保ジャパン記念財団賞を受賞いただきました、九州看護福祉大学看護福祉学部専任講師の村田文世先生、それから、立教大学経済学部教授の菅沼隆先生をお招きして、記念の御講演をいただきます。続けて、シンポジウムの部といたしまして、過去にこの賞を御受賞いただきました、日本社会事業大学の北場勉先生、法政大学大学院教授の杉村宏先生をパネリストとしてお招きいたしております。加えまして、今回、御受賞いただきました菅沼先生にもパネリストとしてお入りいただきまして、先ほどお話し申し上げました財団賞の審査委員長でございます、日本社会事業大学学長の大橋謙策先生にコーディネーターをお願いいたしまして、題は「戦後社会福祉基礎構造の桎梏と解放」といったテーマで御議論をいただくことになっております。

本日、御講演をいただきます菅沼隆先生、それから村田文世先生におかれましては、今回の記念財団賞の受賞を心からお喜び申し上げます。また、本日の講演会のために遠くからお越しもいただきまして、厚く御礼を申し上げるところでございます。また、シンポジウムへの参加を快くお引き受けいただきましたシンポジストの各先生方には、本当に御多忙の中、貴重なお時間をお割きいただきまして、まことにありがとうございました。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

加えまして、懇談会の御案内もさせていただきます。先ほど司会からお話ございましたが、講演会終了後に簡単な懇談会を予定させていただいております。今回の講演会・シンポジウムに御参加いただいた皆様、それと先生方との交流の場として、御交流を深めていただく絶好の機会ですので、ぜひともそちらにも、この後、お運びいただければ大変幸いです。

最後になりますけれども、本日の講演会・シンポジウムが皆様の日ごろの研究や、また実務の面でお役に立てば、大変幸甚でございます。また、御参加の皆様方の中で、今後、本賞受賞を目指してみようというようなことがございましたら、主催者としてこれにすぐる喜びはございません。本日、長時間にわたるわけでございますが、懇談会を含めまして、ぜひ積極的に御参加いただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

2. 審査委員長挨拶

損保ジャパン記念財団賞
審査委員長 大橋 謙策

(審査方法と経過)

こんにちは。ただいま御紹介いただきました審査委員長の大橋でございます。

今日のシンポジウムの資料の13ページをお開きいただきたいのですが、そこに損保ジャパン記念財団役員一覧と同時に、社会福祉文献表彰制度審査委員の一覧を掲げてございます。この審査委員は既に平成19年度版に切りかわっておりますが、これから講演をいただく菅沼先生と村田先生の審査は、そこに書いてございます、私、大橋と、関西学院大学教授の浅野先生、ルーテル学院大学の福山先生、それから、その下に顧問と書いてございますが、顧問の中から、国際医療福祉大学の竹内先生、川村学園女子大学の早川先生、東洋大学の古川先生、この6人で審査を担当させていただきました。平成19年度からは新しい年度になります。

そのようなメンバーが今年の9月以降、数回にわたって選考させていただきました。それは、皆さんのお手元の今の資料の7ページのところに審査講評という形で書いてございます。時間もありませんから丁寧にお話しできませんが、昨年度の平成18年度の記念財団賞の審査は、先ほど話がありました指定推薦者から25編の著書、それから論文部門では6編の推薦をいただきました。私どもといたしましては、たまたま推薦された著書、論文だけを対象に審査するというのはいかかなものだろうか、極端なことを言えば、ほかにもいっぱい素晴らしい論文や著書があるにもかかわらず、指定された方々の論文だけを対象にして、結果的に推薦された論文なり著書の水準が低いということになった場合にはどうするのだろうかということが常に頭をよぎりまして、指定推薦者から推薦された著書なり論文が果たしてその年度に刊行された著書なり論文と比べて遜色あるのか、ないのかということも含めて検討するわけでございます。したがって、推薦された論文、著書だけを読んでいるわけではありませんで、その年度に出された著書、論文は一通り目を通していただき、推薦された著書・論文と比較検討しました。結果的には推薦された論文は、その年度の中で刊行されたものと遜色ないどころか、大変素晴らしい著書が推薦された、論文が推薦されたということになるわけでございます。

3次にわたって審査をしたわけでございまして、最後まで残りましたのは、7ページの右側にございます、今井小の実さんの『社会福祉思想としての女性保護論争—差異をめぐる運動史』と、北場勉先生の『戦後「措置制度」の成立と変容』と、菅沼隆先生のものが最終まで残り、大いに検討させていただいたということになります。結果的には『被占領期社会福祉分析』という菅沼先生の本が記念財団賞を受賞されることになりました。

論文部門につきましては、そこに書いてございますように、同じように審査をいたしま

した。論文はどのような分野の論文と比較検討されているかといいますと、日本社会福祉学会の機関誌、日本地域福祉学会の機関誌、日本老年社会科学会の機関誌等、いわば主立った学会の機関誌をすべて一通り私どもは見ます。それから、社会保障・人口問題研究所等が編集をしている『社会保障研究』なども全部、目を通すことにしているわけです。鉄道弘済会の『社会福祉研究』もそうでございます。そういう審査付きの論文を主に掲載している機関誌・雑誌で、その年度に刊行された論文を、膨大な数ですが、一応分担して一通り目を通すということになります。結果的に、村田文世先生の論文が、今回の文献賞として選ばれたということになるわけでございます。

(審査の内容とコメント)

内容につきましては、次のページ以降に書いてございますが、これから村田先生、菅沼先生の順序で論文の紹介も含めてお話をいただきますから、私が説明をすることはないかと思っておりますが、菅沼先生の非常に大きなポイントは、従来の被占領期社会福祉研究が、主として日本側の官僚の証言を分析したものであるのに対して、菅沼先生の研究は、占領軍の残した行政文書を中心とした当時の記録資料を分析しているというところに1つのポイントがあるということでございます。同じような発想は、後ほどシンポジウムの際にまた御紹介いたしますが、多々良先生の論文や、あるいは田中壽先生の論文も同じような手法を用いているのですが、菅沼先生はそれを最も本格的に展開されたということが大きなポイントになったということでございます。内容的には後ほど菅沼先生からお話しいただければと思っているわけでございます。

私どもとしては、大変すばらしいものではあるわけございまして、従来、やや我々がとられていた戦後の社会福祉の理念なり考え方というものを多面的に問い直すきっかけを提供してくれたということで評価をしているわけでございますが、幾つかの問題提起もしておかなくてはいけないということで書いてございます。

1つは、先生は戦前との断絶と連続の両側面があったということを言っているわけでございますが、戦前との断絶と連続と言いながら、戦前の救護法で示された内容と、戦後の生活保護法との関係というものが、もう少し深く考察され、書かれているとよかったのではないだろうかということが1点ございました。また、吉田久一先生の、断絶ではなくて機能的近代化論の紹介もしていながら考察がなく、その点をもう少し深めていただけるとよかったなということ。あるいは、被占領期社会福祉分析となっていますけれども、事実上は公的扶助に限定されているということ。あるいは、菅沼先生が、多々良先生の著書も後で多分紹介があるかと思いますが、「あとがき」のところで、地方自治体レベルのものと国家レベルのものとの持つ意味というのを指摘されているわけでございますが、地方自治体レベルの持つ意味というものを考えるとすれば、田中壽先生が、この間、東洋大学の教員としてずっとやってきた地方軍政部レベルでの研究ということについても、もう少し目

配りがあってもよかったというような、ある意味では「ないものねだり」の注文をあえてつけさせていただいたということでございます。

そんなことを含めて、後ほどまた菅沼先生からお話をいただければと思っております。

それから、村田先生のは次のページにあるかと思いますが、「『委託関係』における当事者組織の自律性問題」ということございまして、これも後ほどのシンポジウムで論議ができればいいのかなと思っておりますが、どうも日本の社会福祉研究はイギリスの公私関係の学び方を間違えているのではないかと。それは、ある意味では、後ほどのシンポジウムの課題である憲法89条との関係もあるのですが、行政とボランティア・セクターとの関係というものはどうあったらいいのかというのは、福祉国家論を含めて多面的に検討し直さなくてはいけないことがたくさんあるように思っているわけです。しかし、いわゆる措置行政という枠の中で、日本のボランティア・セクターに関する研究というのは、必ずしも十分に花開いてきているとは言えない状況の中で、行政と当事者団体、あるいはボランティア・セクターとの関係がどうあったらいいのかということの研究されている。今後、いわば日本の社会福祉を進めていく上で、実践を進める上で、研究を進める上で、大変重要な公私関係の1つのあり方について問題提起をしたというところが、この論文の評価として大変高かったのではないだろうかと考えているわけでございます。

イギリスなどを見ましても、サッチャー以降の、行政がサービスを購入するという仕組みが入ってくる中で、ボランティア・セクターの位置と内容が非常に大きく変わってきてしまっている。日本でもNPO等が、介護保険以降、随分変わってきてしまっているという状況の中で、行政とボランティア・セクター、あるいは当事者組織との関係というのはどうあったらいいかということの研究されたということで、今後に期待したいということになったわけでございます。

ただ、幾つか問題があるわけでございますが、1つは、どうも当事者組織論、当事者組織のとらえ方というものが、社会福祉の普遍化の中で少し考え方が変わってきている。そういう意味では、取り上げた研究対象なり枠組みがやや古い組織論をもとにして展開していないかということが論議になったということ。あるいは、イギリスのボランティア・セクターにおける行政との関係が必ずしも十分に書かれていないのではないかと。例えば、イギリスの1990年のNational Health Service and Community Care ACT以降の流れの中で、ボランティア・セクターがcore fundingとproject fundingとservice fundingというふう非常に大きく変わっていく中で、service fundingに依拠しなければボランティア・セクターは経営できなくなってくる。そのことによってボランティア・セクターが持っているミッションが変わってしまっている。そういう流れの中で、第3の道やコンパクトという考えが出されてきている以上、それらの知見というものをもっと日本的に組み入れて理論枠組みをつくってもよかったのではないだろうか。

そんなことが、幾つか注文としてつけられたわけです。それは、今後、村田先生の研究

にも期待をしたいと思っているわけで、いずれそのようなことが整理されれば、また文献賞の候補としての単著が出てくるのではないだろうか、そんな期待を含めて、受賞論文として推薦をさせていただいたということでございます。

詳しい内容は、お二人からこれからお話しいただきたいと思っています。多分、私ども審査委員会からつけた幾つかの注文に対してもレスポンスがあるのではないだろうかと思っております。どうぞお二人の受賞をお祝いすると同時に、その内容を皆さんと一緒に共有していただければと思っている次第でございます。

とりあえず審査委員長としての講師の受賞作の紹介、コメントをさせていただきました。ありがとうございました。

3. 記念講演録

論文部門

『委託関係』における当事者組織の自律性問題

—組織間関係論に依拠した理論枠組の構築—

九州看護福祉大学 看護福祉学部 社会福祉学科専任講師 村田 文世

ただいま御紹介いただきました、九州看護福祉大学の村田文世と申します。

本日はお忙しいところ、皆様方には御参集いただき心より御礼申し上げます。また、このたびはこのような栄えある賞を頂戴致し、御推薦いただいた先生方を始めとして、本年3月まで所属しておりました日本女子大学の先生方、そして、4月以降、所属しております九州看護福祉大学の先生方に、心から感謝の意を申し上げる次第です。

それでは、論文タイトル『委託関係』における当事者組織の自律性問題—組織間関係論に依拠した理論枠組の構築—について、発表に入らせていただきます。

最初に、本日のパワーポイント用資料ですが、お手元にお配りしております資料に、若干追加修正を行なっておりますので、御了承ください。

新自由主義を背景にした世界規模の潮流として、80年代以降の福祉多元化に伴う福祉国家論の再編が挙げられます。国家の役割を財源・規制などの条件整備に限定し、民間組織がサービス供給を担うという、公私の役割分担が進められてきました。

日本においてもこうした傾向は、児童、高齢、障害分野において、措置制度から契約制度への移行、規制緩和を通じた多様な供給主体の参入促進において進展してきました。そこでは、行政組織と、住民参加型組織などグラスルーツの民間非営利組織、営利組織との間に、従来の措置委託関係を越えた新しい委託関係が発生しております。

しかし、そうした委託関係に関しては、英国や米国を中心に、行政資金をめぐる公私関係の文脈から、民間非営利組織の自律性の問題がさまざまに議論されています。具体的には、行政との関わりを肯定的にとらえ、何ら問題なく自律性は維持されているという主張、もう1つは、行政組織からの監視や管理によって民間非営利組織本来の活動が変容しているのではないかと指摘があります。それらは、例えば、第1に、開拓性・革新性など、民間非営利組織の使命とも言える先駆性が消失してしまうという指摘。第2に、効率性や成果主義の導入によりそれまでのボランティアズムから過度な専門化が進行する。第3に、組織の公式化、官僚化の進展と同時に、組織内部に市場的価値の発生や、組織理念が変容してしまうという問題。第4に、行政からの圧力による、運動団体としてのアドボカシー機

